

# 島根県医療介護総合確保促進基金事業実施要綱

## 1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号、以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づき策定された県計画に掲載された事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施主体

この事業の実施主体は、別記に掲げる者とする。

## 3 事業内容

### （1）医師の確保対策事業

ア 地域勤務医師応援事業 (別記1)

### （2）看護職員の確保対策事業

ア 看護職員キャリアアップ支援事業 (別記7)

イ 特定行為研修関連教育受講支援事業 (別記13)

### （3）在宅医療の推進に関する事業

ア 在宅医療に関する体制整備事業 (別記12)

## 4 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

## 5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

## 6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (平成26年10月31日医第930号)

この要綱は、平成26年11月1日から適用する。

附則 (平成26年12月22日医第1128号)

この要綱は、平成26年12月22日から適用する。

附則 (平成27年10月9日医第791号)

この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

附則 (平成28年3月25日医第1374号)

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

附則 （平成２９年７月１１日医第４２７号）

この要綱は、平成２９年７月１１日から施行し、平成２９年度分の事業から適用する。

附則 （平成３０年７月１０日医第４６８号）

この要綱は、平成３０年７月１０日から施行し、平成３０年度分の事業から適用する。

附則 （令和元年７月２９日医第６５３号）

この要綱は、令和元年７月２９日から施行し、令和元年度（平成３１年度）分の事業から適用する。

附則 （令和２年７月１６日医第６９２号）

この要綱は、令和２年７月１６日から施行し、令和２年度分の事業から適用する。

附則 （令和３年７月１６日医第５７７号）

この要綱は、令和３年７月１６日から施行し、令和３年度分の事業から適用する。

附則 （令和４年７月１５日医第５４１号）

この要綱は、令和４年７月１５日から施行し、令和４年度分の事業から適用する。

附則 （令和５年７月１４日医第４７８号）

この要綱は、令和５年７月１４日から施行し、令和５年度分の事業から適用する。

附則 （令和６年７月９日医第４８８号）

この要綱は、令和６年７月９日から施行し、令和６年度分の事業から適用する。

附則 （令和７年７月４日医第４５３号）

この要綱は、令和７年７月４日から施行し、令和７年度分の事業から適用する。

(別記 1)

## 地域勤務医師応援事業

### 1 事業目的

医師が不足している過疎地域、離島の医療機関の取組みを支援することにより、当該地域における医師の離職防止と招へいの基盤づくりを行う。

### 2 事業内容

過疎地域、離島において診療応援を受ける際にかかる経費の一部を県が補助する。

#### (1) 事業主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院及びへき地診療所

#### (2) 運営基準

(1) に掲げる医療機関が、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出すること。

(別記 7)

## 看護職員キャリアアップ支援事業

### 1 事業目的

各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上に資する研修受講に対する支援を行い、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進する。

### 2 事業内容

中堅看護職員（経験年数 5 年以上とする。但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）が以下の研修を受講する場合の経費（事業主体が直接研修機関に支出するもの又は受講生に対し受講料等相当額として支出するものに限る。）を県が補助する。

#### (1) 事業主体

県内に所在する病院、診療所、助産所（助産師出向支援事業に限る。）、介護保険施設、訪問看護事業所（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所）

#### (2) 運営基準

(1) に掲げる事業主体が、実務経験 5 年以上の看護職員（但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）を対象として、他施設等でのキャリアアップのための研修を受講させるものとする。

### 3 留意事項

- ① 補助の対象とする研修等については、「認定看護師教育課程（特定行為研修を組み込んでいない課程。日本精神科看護協会の精神科認定看護師制度を含む。）」、「認定看護管理者教育課程（セカンドレベル、サードレベルに限る。）」、「アドバンス助産師の認証に関する費用」及び「助産師出向支援事業」とする。
- ② 他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ③ 長期滞在に要する経費とは、賃借料、光熱水費、消耗品費その他の生活の本拠地以外に滞在することで生じた必要経費をいう。
- ④ 研修等を修了した者を補助の対象とするので、修了後は修了証等の写しを提出すること。

(別記 1 2)

## 在宅医療に関する体制整備事業

### 1 事業目的

在宅医療に関わる職員の資質向上に資する研修受講の支援や、在宅医療に関する病院の体制整備を支援することにより、効率的で質の高い在宅医療提供体制の構築を図る。

### 2 事業内容

- ・在宅医療に関する知識・技能を研鑽するために必要な研修の開催経費及び外部研修受講経費を県が補助する。
- ・病院における在宅医療推進に向けた体制整備に係る経費を県が補助する。

#### (1) 事業主体

県内に所在する病院、医科診療所（訪問診療、往診を実施する者に限る。）及び訪問看護ステーション

#### (2) 運営基準

(1) に掲げる事業主体が、在宅医療推進に関する事業計画書を作成の上、事業を実施するものとする。

#### (3) 留意事項

①本事業の対象となる取組の例は次のようなものが考えられる。

- ・病院内における協議会組織の設立
- ・職員向け研修会・講演会の実施
- ・外部が企画する研修（訪問看護集中セミナー等）への参加
- ・在宅での療養生活を見据えた入退院時における病院の対応マニュアル策定
- ・病院の職員を診療所や訪問看護ステーションに派遣して行う在宅医療に関する研修の実施

②他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。

## 特定行為研修関連教育受講支援事業

### 1 事業目的

地域包括ケアの構築に向け、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成する「特定行為研修」の受講推進を図るため、勤務する看護師の特定行為研修の受講費用を負担する医療機関等を支援する。

### 2 事業内容

保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を受講する場合の経費（事業主体が直接研修機関に支出するもの又は受講生に対し受講料等相当額として支出するものに限る。）を県が補助する。

#### （1）補助事業者

県内に所在する病院、診療所、介護保険施設、訪問看護事業所（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所）

#### （2）運営基準

（1）に掲げる補助事業者が、特定行為研修を受講させるものとする。

### 3 留意事項

- ① 補助の対象となる研修先施設は、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に基づき厚生労働大臣から指定を受けた研修機関とする。
- ② 補助対象には、特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程」、「大学院修士課程」を含む。
- ③ 他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ④ 研修等を修了した者を補助の対象とするので、修了後は修了証等の写しを提出すること。